

平戸市市民力アップ支援事業補助金 申請書等記載例

平戸市企画課地域協働推進室

1．事業内容

市民活動団体等が事業実施主体となり、説明板の設置、活動の拠点施設整備、まちなかの休憩施設及びポケットパーク等の整備を行うにあたり、市民活動団体等に補助金を交付するものです。

この補助金は施設等の整備等に対して助成を行うものであって、整備後の維持管理については、市民活動団体等において行っていただくことになります。このことから、申請を行う際には、整備等の内容・予算等だけでなく、施設等の整備後の維持管理・運営方法についても申請団体の方で十分協議等を行って下さい。

2．団体の登録申請について

平戸市市民力アップ支援事業補助金については、補助金交付申請にあたり事前（申請と同時でも可）に団体の登録申請を行っていただく為、次の書類を提出していただきます。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1)平戸市市民力アップ支援事業登録申請書（様式第1号） | } 各1部を提出 |
| (2)団体の活動計画書 | |
| (3)団体の会費等を定めた会則・規約等の書類 | |

記入例に示している記入箇所は 印で表示しておりますので、必ず記入をお願いします。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

平戸市市民力アップ支援事業登録申請書

平成 年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名 (肩書)

平戸市市民力アップ支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、次のとおり団体の登録を申請します。

記

団 体 名 称				
代 表 者	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号 等	TEL ()	FAX ()	
構 成 人 数 等		人		
目 的		団体が設立に至った経緯や設立の目的を記入して下さい。		
活 動 内 容		団体が行う活動内容を具体的に記入して下さい。		
会 員 住 所 氏 名 等	住 所	氏 名	年 齢	活 動 年 数
				年

この申請書により収集された個人情報については、平戸市個人情報保護条例を遵守し、適正に取り扱いたします。

活動計画書

目的

団体が活動を行う場合の目的を具体的に記入して下さい。

主な活動

団体が行う主な活動内容を記入して下さい。

この活動計画書は申請団体がどのような団体で、どのような活動を行っている(行う)団体なのかを記載していただくものです。
あくまでも作成例としていただきますので、様式は自由です。

今後の活動計画

初年度

2年目

3年目

団体が行う活動を初年度から順に次年度以降も簡単に記入して下さい。(箇条書きで可)

平成 年度事業内容

初年度に団体が行う事業内容を具体的に記入して下さい

(団体の設立の経緯)

団体を設立するに至った経緯等を具体的に記入して下さい。

団体が活動を通して、活動の幅や団体のあり方を将来どのようにしていきたいのかを具体的に記入して下さい。

(将来的なビジョン)

3. 補助率など

9/10 以内（段階的に設定）

別表（第4条関係）

補助対象事業及び補助額等

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助金・補助率
1 コミュニティ活動支援事業	(1)地域資源を活用し、観光客及び市民の誘客を図るため設置する誘導案内板や説明板の設置費に対する助成	本工事費	対象経費の9/10以内で、誘導案内板については1基あたり15万円、説明板については、1基あたり25万円を限度とする。
	(2)まちなかの休憩施設整備やポケットパーク整備など景観向上に資する活動に対する助成	本工事費、設計費、測量費	対象経費の4/5以内で、200万円までを限度とする。
2 市民活動団体等拠点施設整備事業（ただし、自治公民館整備を除く。）	(1)市民活動の拠点施設整備に対する助成	本工事費、設計費、計費、測量費（電気、ガス、給排水等）、測量費	対象経費の4/5以内で、300万円までを限度とし、1団体につき1回までとする。
	(2)市民活動にかかるインターネット回線工事や電話回線工事及び活動を行うために必要な備品購入費に対する助成	事業に要する経費で市長が認めるもの	対象経費の1/2以内で、10万円までを限度とし、1団体につき1回までとする。

備考

1 工事については、当該年度内に工事を完了できるものとする。

4. 申請団体要件

補助を受けようとする市内の団体の要件については、次のとおりです。

宗教・政治・営利を目的としない市内の住所を有する5人以上で組織された団体で、特定非営利活動促進法第2条に規定する活動を行っており、年間の活動計画が明確である団体。ただし、営利団体であっても実施する事業内容が公益的かつ不特定多数のものの利益に資する場合は申請可。

申請団体が既存団体の下部組織であった場合は、申請事業において上部組織から補助を受けていない団体。

のいずれかに該当する団体で、対象事業について国及び県及びその他の団体等から補助を受けていないもの。

申請団体は、公金を扱うこととなることを自覚し、事業の申請及び実施にあたっては十分注意して行動していただきますようお願いいたします。

5. 補助金交付申請書の提出について

申請書類の様式はなるべくA4縦綴りとして下さい。

添付資料及び部数等

- (1) 平戸市市民力アップ支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 位置図（施設を整備する場所が分かる地図）
- (5) 設計図面
- (6) 現況写真（施設整備前の写真）
- (7) 土地及び家屋等の所有権を明らかにする書類
登記簿謄本の写しや土地・家屋所有者の使用承諾書など
- (8) 事業に要する見積書（2社以上）
- (9) その他市長が認める書類

各1部を提出

添付資料の綴り込み等

「添付資料及び部数等」で、表示するように(1)～(9)の順として下さい。

記入例に示している記入箇所等は 印で表示しておりますので、必ず記入をお願いします。

(第4条関係)

平成 年 月 日

平戸市長 様

住 所
組織団体名
代表者氏名 (肩書)

平成 年度平戸市市民力アップ支援事業補助金交付申請書

平成 年度平戸市市民力アップ支援事業()について、
円を交付されるよう平戸市補助金等交付規則第4条の規定によ
り、次の関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図
- (4) 設計図面
- (5) 現況写真
- (6) 土地・家屋等の所有権を明らかにする書類
- (7) その他

補助対象事業及び補助額等に
基づき算出した金額を記入して
下さい。

補助対象事業及び補助額
等において、補助を受けたい
事業区分の事業名を記入
して下さい。

様式第2号(第5条、第7条、第10条関係)

平戸市市民力アップ支援事業計画(実績報告)書

平成 年 月 日

平戸市長 様

住 所
 団 体 名
 代表者名 (肩書) 印

事業区分	1(1)	1(2)	2(1)	2(2)	審査の可否	1.可	2.否
事業名							
事業内容	 例) 団体拠点施設の整備 木造瓦葺平家建 m ² 用途 団体の事務所等						
事業実施期間			平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
会員住所氏名等	氏 名		住 所		年齢	活動年数	
期待される効果							
担当課の意見							

添付書類
 収支予算(精算)書

様式第3号

平戸市市民力アップ支援事業収支予算(精算)書

(収入の部)

単位：円

区 別	本年度予算額	本年度精算額	比較増減	備 考
市 補 助 金				
自 己 負 担 金				
そ の 他				
計	A		C	

P4の補助対象事業及び補助額等に基づき算出した金額で、千円未満を切り捨てて記入して下さい。

(支出の部)

単位：円

区 別	本年度予算額	本年度精算額	比較増減	備 考
本工事費				建設へ発注
設計費				
測量費				
附帯工事費				
計	a		c	

備考欄には、予算額の根拠や内訳等を費目ごとに出来るだけ詳しく記入して下さい。また、参考となる資料等があれば添付して下さい。

事業を実施するのに的確な項目をそれぞれ積算すること。

支出の部は、見積書等がある場合、その額と合致した金額を記入すること。

収支合計額ACとacはそれぞれ合致すること。

収支予算書記入要領

(収入の部)

区 別	内容等
市補助金	補助対象事業及び補助額等に基づき、補助を受けたい額算出し記入して下さい。
自己負担金	会費など団体等で負担する額を記入して下さい。
その他	寄付金等その他の収入を記入して下さい。

(支出の部)

区 別	内容等
本工事費	団体が拠点施設等を整備する場合の工事代金を記入して下さい。業者等に工事を行ってもらう場合は、複数の見積書を徴取し、添付して下さい。 また、工事を団体の労力提供により行う場合は、原材料支給のみの補助となりますので、ご注意下さい。
設計費	施設整備を行う場合の業者に設計(単価見積や図面等の作成を依頼する場合)の経費を記入して下さい。
測量費	施設整備を行う場合に要する周辺土地等の測量費を記入して下さい。
附帯工事費	拠点施設整備を行う場合に要する電気、ガス、給排水等の工事に要する経費を記入して下さい。
備品購入費	団体が活動を行うために必要不可欠な備品を購入する際の経費を記入して下さい。

次に掲げる経費については、補助金の対象となりません。

土地・建物に係る賃借料などの経常的な維持経費

工事に含まれない機械や設備など購入費

整備などに伴い発生する負担金・加入金など

土地・建物の購入費・登記費用など

6．申請期間

前期：平成 21 年 4 月 1 日（水）～ 4 月 30 日（木）

後期：平成 21 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 30 日（水）

申請期間終了後、申請事業を審査する審査会が開かれます。申請団体は審査会において、申請目的や事業内容等の説明（プレゼンテーション）をしていただくことになっております。日程等については、文書にて通知します。

7．申請受付・問合せ先

平戸地区：企画課地域協働推進室（TEL 22-4111 内線 2333）

生月地区：生月支所市民協働課地域協働班（TEL 53-2111 内線 4112）

田平地区：田平支所市民協働課地域協働班（TEL 57-1111 内線 5111）

大島地区：大島支所市民協働課地域協働班（TEL 55-2511 内線 6113）

また、団体所管の担当課（農業団体 農林課、漁業団体 水産課、環境団体 市民課など）でも受付ができます。

8．注意事項など

整備に取りかかるまでの準備等は全て申請団体の責任において行っていただくことから、申請する前までに次のような手続き等を済ませておいて下さい。

説明板や人を誘導する観光誘導板を道路などに設置する場合

- ・道路等管理者（所有者）の許可が必要となりますので、事前に設置団体が利用の許可を得てください。

公園や拠点施設を整備する場合

- ・土地の利用について、申請前までに所有者との間で土地利用に関する承諾書や賃貸借契約等を交わしておいて下さい。承諾書や賃貸借契約書等については、申請時提出していただくことになっております。
- ・農地（田畑）を利用する場合は、農地法により利用の制限があり、耕作放棄地であっても農地を公園として整備する場合や拠点施設を整備（建物を建てる）場合は、農地転用許可が必要になるなど、農地法に抵触しないよう申請前に準備をお願いします。場合によっては、許可がおりるまでに数年かかる場合もあります。詳細については、詳しくは、農業委員会事務局へ事前にお問い合わせ下さい。
- ・公園や拠点施設を整備する際、次の行為を行う場合は、景観法や平戸市景観条例に基づき、平成 21 年 7 月から施工主の責任において都市計画課へ届出を行わなければなりません。

一般・重点景観計画区域ともに

- ・建築物・構築物の新築や外観の過半を変更する修繕・色彩の変更をする場合
- ・開発行為等を行う場合

ただし、同じ行為であっても、一般景観計画区域と重点景観計画区域では高さ・面積などの届出基準等が異なりますので、詳しくは都市計画課へお問合せ下さい。

その他

- ・新たに公園や施設を整備することで土地の形状（現況）が変わるなどの場合や空き家であっても、大規模（形状を変更する等）に改修する場合は、課税の対象となる場合がありますので、事前に税務課へ確認してください。